

自主規制の実効的な整備・運用の在り方に関する消費者委員会意見

（消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書を受けて）

内閣府消費者委員会事務局

1. 議論の経緯

消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ（以下「WG」）は、第5次消費者委員会にて発足し、令和元年6月に報告書をまとめ、消費者法分野におけるルール形成において、自主規制、民事ルール、行政規制が被害の予防・救済という目的からベストミックスされることの重要性等を提言した。社会やビジネスモデルの変化に伴い新しい取引分野が生まれているが、これらの中には自主規制を有効に活用して対応すべき分野がある。令和2年11月、WGは、自主規制の活用の実態を把握した上で、新しい取引分野にも参照できるような形で事業者（団体）の自主的取組の在り方を提示することを目指して再開され、令和3年8月報告書（以下「本報告書」）を公表した。

2. 報告書の特徴

本報告書の特徴としては、次の3点を挙げることができる。①主要な消費者取引分野における事業者（団体）の自主規制の現状について、ヒアリング等に基づき網羅的な分析・整理を行ったこと。②自主規制の整備が求め

られる新しい取引分野について、法の適用の有無、自主的取組の現状等について整理し、今後の課題を明らかにしたこと。③今後、事業者（団体）による自主規制の実効性を向上させるに当たり、行政、事業者（団体）及び消費者（団体）にとって、一定の指針となるべき要素を明らかにしたこと。

3. 報告書の概要※

上記①については、主要業種・分野における自主規制の整備・運用状況について、13の事業者団体等へのヒアリングを行い、自主規制の内容と行政規制との関係、策定手続、自主規制の実効性確保手段、紛争解決機能の有無等について、網羅的な整理を試みた。その結果、自主規制の策定・運用における公的規範の重要性や、伝統的な取引分野において事業者団体の果たしてきた役割が浮かび上がってきた。

上記②については、WGでは、アフィリエイト広告、後払い決済サービス、ターゲットティング広告、C to C取引をとりあげた。これら新しい取引分野では、行政規制の不存在、参考となる隣接的な分野の不存在、事業者団体の不存在等の特徴があった。また、とりわけデ

ジタルプラットフォームは、一般の事業者よりも市場の選択圧力が働きにくいという特徴がある。

上記③については、行政による一定の行為規範の提示、事業者団体・第三者機関の創設・支援、マルチステークホルダープロセスの確保、実効性確保手段の整備、ステークホルダーからの評価を受けるための仕組みづくり、自主的取組の定期的なモニタリング等の視点を提示した。また、これらの視点において行政と事業者（団体）が適切に役割分担をする発想が重要であることを指摘している。

4. 消費者委員会意見

消費者委員会は、WGの報告書を受け、令和3年8月に意見を発出している。意見では、①関係省庁に対して、今後の制度整備、政策立案等にあたり本報告書の視点を踏まえて自主的取組を後押しすることを求め、②事業者（団体）に対しては、公正な市場の実現において果たす役割を再認識し、本報告書の視点を踏まえた更なる自主的取組の展開を期待し、③消費者（団体）に対しては、事業者（団体）の取組を積極的に評価する意識を持つこと等を期待する旨を表明している。

※ 消費者委員会ウェブページには報告書全文と概要が掲載されている。報告書本文の他、参考資料として、主要業種における自主規制等の整備状況を整理しているのでご参照いただきたい。 https://www.cao.go.jp/consumer/history/06/kabusoshiki/torihiki_rule/index.html